

生活困窮者への緊急支援活動助成(第2次)

千葉県共同募金会 実施要綱

社会福祉法人 千葉県共同募金会

1. 趣旨

生活福祉資金のコロナ特例貸付けの償還が始まるなか、借受人の中には償還が困難な人や、償還ができたとしても引き続き生活が厳しい人も多く、継続的な生活支援を含めた相談対応が行われています。こうした相談対応を行うなかで、アウトリーチやつながるきっかけづくりのツールとして、相談窓口への来所時に緊急的に配布するための食料品や日用品等の整備が必要であるとの声が上がっています。そのため、本助成では生活にお困りの方への生活相談などを行う際に、ツールとして活用できる食料や日用品の配布や、これらを通じたアウトリーチ等の活動を対象に緊急的な支援を行います。

2. 実施者

社会福祉法人 千葉県共同募金会

3. 応援の対象となる団体

- ・生活困窮者支援を行う 市区町村社会福祉協議会、県社会福祉協議会、社会福祉法人、ボランティア団体・NPO法人(法人格の有無は不問) ※営利企業は対象外です
- ・団体としての活動実績が6カ月以上ある団体であること
- ・団体名義の振込口座を持っていること
- ・団体自らが独自の事務局を持っていること
- ・特定の宗教や政治思考を広めることを目的とする団体、反社会的勢力※1 および反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと

※1 反社会的勢力に該当する団体とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力が助成対象事業の運営等に関与していると認められる団体をいいます。

4. 助成の対象となる活動

新型コロナウイルスによる影響の長期化により、生活に困窮している方々を対象とする下記の活動を対象とします。

- ・食料や日用品の配布事業を通じたアウトリーチ、相談事業
- ・生活困窮に関する相談事業（電話代、SNS サービス利用料の通信運搬費等）
- ・生活相談に来られた方へ緊急的に配布する食料品・日用品等の整備、保管
- ・生活に困窮している方を把握するためのアプローチ、つながるためのきっかけづくり（アンケート、電話、訪問等）
- ・その他、生活困窮者への支援事業として当会が認めた事業

助成金対象経費

活動に係る下記の経費を対象とします。

- ・ 消耗品・備品整備費（食料品、日用品、食料保管に係る冷蔵庫、相談業務に係る備品等）
- ・ 印刷製本費
- ・ 通信運搬費
- ・ 旅費交通費 等

助成金対象外経費となるもの

- ・ 事業にかかる人件費・謝金
- ・ 食料品や日用品の配布を主な目的とした活動に要する経費（相談支援など他の支援活動と組み合わせた活動は対象とします）
- ・ 生活相談者個人への直接的な金銭給付に係る活動の経費
- ・ 当該経費の妥当性が応募趣旨にあわないもの、または応募書から当該経費の必要性が読み取れないもの
- ・ ボランティア活動保険料（ボランティア行事用保険は助成対象とします）
- ・ ボランティアの謝金（交通費などの実費弁償は助成対象とします）
- ・ 団体および団体役員が所有する場所や物の賃借料
- ・ 団体の維持・管理・備品整備のみを目的とした経費
- ・ 補助金などの公的費用や他の助成金が充当される経費
- ・ 助成対象期間（2024年10月10日前後(助成決定通知交付後)～2025年2月）外の活動に関する経費

5. 助成事業の対象期間

2024年10月10日前後(助成決定後)から2025年2月28日（金）

6. 1件あたりの助成金額

- ・ 1件あたりの助成上限金額は50万円とします。
- ・ 助成総額は100万円程度を予定しております。(期間内でも上限に達し次第、終了します。)

7. 助成の決定

- ・ 本会において応募内容を確認し、配分委員会により決定します。
- ・ 審査の結果、不採択や申請額から減額して助成金額を決定する場合があります。

8. 申請方法・結果通知

(1) 申請方法・申請受付期間

別途定める「申請書」及び必要書類を当会にメール又は郵送で提出

申請締切日 2024年9月6日（金）16:00まで 必着

(2) 申請書類 ※①～④は必須

- ① 申請書
- ② 会則・定款等の組織規程
- ③ 前年度の事業報告書および決算書
- ④ 今年度の事業計画書および予算書
- ⑤ 申請事業に係る参考資料

(3) 助成決定

2024年10月10日前後（当会より文書にて助成可否の通知をします。）

申請内容を精査の上、当会が定める配分委員会により助成団体及び金額を決定します。

(4) 提出先

社会福祉法人 千葉県共同募金会 助成担当宛

〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港 4-5 県社会福祉センター4F

メール：bz501221@akaihane-chiba.jp

9. 助成決定後の流れ

(1) 助成方法

精算払い

(2) 事業完了報告及び助成金交付手続き

事業完了後、別途定める「配分金交付請求書」をご提出ください。受付後、2週間程度で送金します。※詳細は決定通知にてお知らせいたします。

※交付完了後に助成対象事業以外への流用が認められた場合は、助成金の返還を求めます。

(3) 情報発信

多くの方々から寄せられた募金を原資としていますので、団体のホームページ・SNS アカウント等で事業の進捗及び成果を報告してください。

その情報を千葉県共同募金会がシェア等で発信することで、周知を図ります。

10. 助成内容の変更について

- ・申請時の事業内容に変更が生じた場合、必ず事業実施前に当会に相談をしてください。
- ・事前相談なく事業を変更した場合、内容により助成金が交付できない場合がございます。

11. 留意事項

- ・1団体が複数の事業で申請することは可能ですが、上限額は合わせて50万円となります。
- ・申請者は活動内容の記録（写真を含む）を行い、実績報告をしてください。
- ・助成金で備品整備を行った場合は、完了報告の際に購入品を使い支援活動を行っていることがわかる写真をご提出ください。

12. スケジュール

2024年8月9日(金)	申請受付開始
9月6日(金)	申請締切
9月中旬～下旬	配分委員会(助成審査、可否決定)
10月10日前後	助成決定通知送付
10月10日前後(決定通知到着後)～	事業実施期間〔～2025年2月28日(金)まで〕

13. Q&A

Q. 補助金などの公的費用や他の助成金が充当されている事業は対象外か。

A. 本助成金との切り分けができれば、対象となります。

Q. フードバンク事業は対象となるか。

A. 生活相談などを行う際、ツールとして活用できる食料や日用品の配布を想定しているため、食料配布のみの事業は対象外となります。

Q. 既に活動を開始している、または終了している事業を申請してもいいか。

A. すでに終了している事業は対象外です。助成決定前に活動を開始している事業であっても、助成決定後に実施した(整備・購入した)事業については助成の対象となります。

14. 本件の担当・お問い合わせ先

社会福祉法人 千葉県共同募金会 (担当：渋沢・宮澤)

〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター4階

E-mail : bz501221@akaihane-chiba.jp / TEL : 043-245-1721